

平成27年7月17日
福祉部指導監査室居宅事業者課

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法第77条第1項、第115条の9第1項及び第115条の45の9第1項の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社朝陽
- (2) 代表者 代表取締役 中島 小雪
- (3) 所在地 大阪市天王寺区烏ヶ辻二丁目10番4-501号

2 事業所名称、所在地、事業の種類及び指定又は登録年月日

- (1) 事業所名称 朝陽デイサービス
(通所介護、介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業)
- (2) 所在地 東大阪市横枕西5番28号
- (3) 指定年月日 平成25年12月1日(通所介護、介護予防通所介護)
平成27年4月1日(第1号通所事業)

3 指定取消し年月日 平成27年8月31日(平成27年7月17日命令)

4 指定取消しの理由

- (1) 9名の利用者について計25回、実際には提供していない通所介護サービスについて、サービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。また、平成26年6月から平成27年4月までの間、定員超過利用による減算を行わず、介護給付費を不正に請求し受領した。
(介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号に該当)
【通所介護、介護予防通所介護】
- (2) 監査時に、虚偽のサービス提供記録や従業員の勤務表等を本市に提出し、虚偽の

報告を行った。(介護保険法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号に該当)

【通所介護、介護予防通所介護】

- (3) 新規指定申請時に、勤務する予定のない従業者の氏名を記載した書類を提出し、不正の手段により指定を受けた。(介護保険法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号に該当)

【通所介護、介護予防通所介護】

- (4) 同一の事業所において運営されている指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所において、不正請求等違反が行われた。(介護保険法第115条の45の9第1項第6号に該当)

【介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業】

5 事業者に対する経済上の措置

【介護保険分】

不正に請求し受領していた介護給付費（東大阪市分）を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により不正請求額（東大阪市分）に100分の40を乗じて得た加算額の支払いを命じる。

不正請求額（東大阪市分） 945,881円・・・①

加算額を含めた返還額（東大阪市分） 1,324,233円

不正請求額（東大阪市以外の7市分）※東大阪市が確認した額 5,510,828円
・・・②

不正請求額合計（東大阪市を含む8市分） 6,456,709円・・・(①+②)